

保存期間：10年  
（平成33年末）  
平成23年10月27日

資料	1
----	---

## 酒類行政の現状について

1	東日本大震災への対応	
	東日本大震災の酒類業者の被害状況 . . . . .	1
	東日本大震災における酒類業者に対する復興支援策について . . . . .	2
2	酒類の安全性確保	
	放射性物質に対する酒類の安全性の確保 . . . . .	4
3	規制・制度改革への対応	
	規制・制度改革に係る方針（閣議決定） . . . . .	7
4	独立行政法人酒類総合研究所	
	第3期中期目標・中期計画の概要 . . . . .	8

東日本大震災の酒類業者の被害状況  
(平成23年6月30日現在)

1. 酒類製造場の被害状況（主なもの）

【清酒製造場】

製造場 582 場中

- 大きな被害を受けている製造場： 17 場  
(内 岩手3場、宮城6場、福島5場)
- その他何らかの被害を受けている製造場 204 場  
(内 岩手14場、宮城19場、福島39場)

【大手ビール製造場】

製造場 6 場中

- 大きな被害を受けている製造場 3 場  
(内 宮城2場)
- その他何らかの被害を受けている製造場 3 場  
(内 福島1場)

【その他(地ビール、ワイン、濁酒)製造場】

製造場 309 場中

- 大きな被害を受けている製造場 5 場  
(内宮城4場)
- その他何らかの被害を受けている製造場 22 場  
(内岩手3場、宮城2場、福島3場)

2. 酒類卸売販売場の被害状況

販売場 186 場中

- 大きな被害を受けている販売場 22 場  
(内 岩手1場、宮城10場、福島4場)
- その他何らかの被害を受けている販売場 72 場  
(内 岩手4場、宮城5場、福島5場)

3. 酒類小売販売場の被害状況

販売場 20,524 場中

- 大きな被害を受けている販売場 1,331 場  
(内 岩手223場、宮城634場、福島260場)
- その他何らかの被害を受けている販売場 2,525 場  
(内 岩手287場、宮城453場、福島498場)

※ 集計の対象としている被災地域は、青森県、岩手県、宮城県、山形県、秋田県、福島県、茨城県、埼玉県、新潟県、長野県、栃木県及び千葉県である。

※ 製造場数及び卸売・小売販売場数は酒類業組合加入者に限定した数である。

※ 「大きな被害」とは、建物倒壊等を伴い、商品の多くが破損している状況をいう。

## 酒類業者等に対する震災復興支援策

### 酒類の安全性確保

- 国内全ての酒類製造者に対して、放射能汚染防止のための技術情報を提供
- 酒類製造場内にある出荷前の酒類及び醸造用水について、放射性物質に関する調査を実施

### 輸出証明書の発行

- 我が国からの輸出用酒類について、証明書（製造日証明、製造地証明、放射能の検査証明）を発行

### 特例措置

- 特例として、以下の手続等について、弾力的取扱いを措置
  - ・被災した酒類製造場等に係る免許等の手続
  - ・被災酒類に係る酒税相当額の還付手続

### 酒税の軽減

- 東日本大震災により甚大な被害を受けた中小酒類製造者について、酒税の軽減割合を拡充（20%軽減 ⇒ 25%軽減）
    - 対象者：清酒等に係る酒税の税率の特例（租税特別措置法 87 条）の適用を受けている中小酒類製造者のうち、酒類の製造場について甚大な被害を受けた者（前年度の課税移出数量が 1,300 kℓ以下）
    - 対象酒類：清酒等に係る酒税の税率の特例の対象酒類
    - 適用範囲：当年度の課税移出数量の 200 kℓまで
    - 適用期限：平成 28 年 3 月 31 日
- ※ 法案は、今臨時国会に提出される予定。

### 復興支援研修会の開催

- 中小企業診断士等の専門家を講師として、中小企業庁が実施している各種震災関連支援施策の紹介やその具体的な活用方法などをテーマとした、復興支援研修会を開催

### 中小企業向け施策の効果的活用に向けた支援

- 中小酒類業者が活用可能な各種中小企業施策（中小企業等復旧・復興支援補助、東日本大震災復興特別貸付等）に関する情報提供をきめ細かく実施
- 各種中小企業施策の活用に関する相談に対し、関係行政機関と協調して、復興事業計画の作成支援等を含め適切に対応

## 放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策について

平成 23 年 9 月  
国税庁

国税庁では、放射性物質に対する酒類の安全性確保のため、独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、以下の施策を実施します。

酒類の原料となる農産物等については、地方公共団体において放射性物質に関する検査が実施されているものと承知しており、また酒類において暫定規制値を超過する放射性物質はこれまで検出されておりませんが、食品の安全性に対する国民の皆様の強い関心を踏まえ、所掌事務の一つとして酒類の安全性の確保に関する事務を行っている国税庁として、酒類の安全性の確保に万全を期す必要があることから、施策を実施するものです。

- 1 国内全ての酒類製造者に対して、放射能汚染防止のため遵守すべき事項や、放射線に関する基礎知識などの技術情報を提供します。

次の冊子等を、酒類製造者に提供します。

- ・リーフレット「放射能汚染防止の基本」
- ・冊子「放射性物質からお酒を守るために ～酒類製造者の皆様へ～」

- 2 酒類製造場内にある出荷前の酒類及び醸造用水の放射性物質に関する調査を実施し、酒類の安全性を確認します。

(別紙) 酒類等安全確認調査の実施について

- 3 安全な酒類製造を進める上での技術的疑問点などについては、所管の国税局鑑定官室（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課鑑定官）において技術相談に応じます。

(参考情報)

独立行政法人酒類総合研究所では、酒類及び酒類製造に関する物品（原料、副製品、醸造用水等）について、放射性物質の受託分析を実施します。また、酒類製造過程における放射性物質の挙動に関連する研究を実施します。

## 酒類等安全確認調査の実施について

国税庁では、放射性物質に対する酒類の安全性確保のため、酒類製造場内にある出荷前の酒類及び醸造用水の放射性物質に関する調査を実施し、酒類の安全性を確認します。

### 1 確認方法

試料の放射能分析を行い、食品衛生法に定める暫定規制値以下であることを確認します。

(参考) 食品衛生法に定める飲料水の暫定規制値

放射性セシウム 200 Bq/kg 放射性ヨウ素 300 Bq/kg

なお、厚生労働省によりますと、酒類については食品衛生法の「暫定規制値」のうち、飲料水の暫定規制値が適用されるとのことです。

### 2 試料

国税局（沖縄国税事務所を含みます。以下同じ。）において対象製造場を選定し、酒類製造者の同意を得て、提供いただいたものを用います。

### 3 対象酒類

酒類の品目により製造される時期が異なることを考慮して、以下のとおり時期を分けて対象酒類を設定します。

時期	対象酒類
第1期（10月）	果実酒
第2期（11月）	清酒
第3期（12月～24年1月）	（2期に分けて実施）
第4期（24年2月）	果実酒及び清酒以外の酒類

（このほか、必要に応じ対象を追加する場合があります。また、具体的な実施時期は、国税局により若干異なります。）

### 4 対象製造場の選定方法等

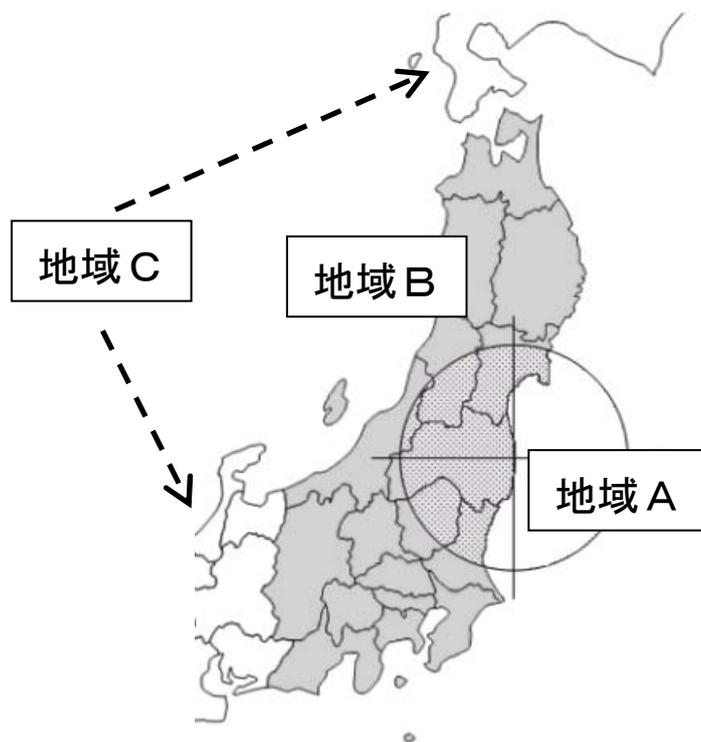
以下の基準により無作為抽出、あるいは地域内全製造場を対象として、対象酒類の製造免許を有する製造場の中から選定します。

なお、地域A及び地域Bにおいて、製造過程で醸造用水を使用する酒類については、試料のうち1点は醸造用水を提供していただきます。

地域	選定する製造場の割合	1場あたり分析点数
地域A（福島第一原子力発電所から150キロ以内）	全製造場	4点
地域B（17都県（注）のうち、地域Aを除く）	概ね4割	3点
地域C（その他の道府県）	概ね2割	2点 （醸造用水は対象としない）

（注）「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23年8月4日原子力災害対策本部）に定める対象自治体（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都、山梨県、静岡県）をいいます。

(参考) 地域区分図 (東日本を拡大)



## 5 結果の取扱い

個々の分析結果は、「酒類等の分析報告書」として試料を提供いただいた酒類製造者に連絡するほか、全ての結果は取りまとめた上、国税庁ホームページで公表します。

また、食品衛生法における国内流通食品の指導・監視機関である地方公共団体にも、提供します。

平成 23 年 4 月 8 日  
閣 議 決 定

## 規制・制度改革に係る方針（抄）

### I. 各分野における規制・制度改革事項

#### 3. 農林・地域活性化分野

##### 【農林・地域活性化 ⑥】

規制・制度改革事項	酒類の卸売業免許の要件緩和
規制・制度改革の概要	<p>①酒税の保全上問題を生じさせないことを前提として、地域資源（農産物等）を原料とした酒類の販売を行う事業者について、酒類やその営業方法等、一定の条件を満たす場合には卸売業免許取得に係る年間販売基準数量の弾力的な運用を行うことを検討し、結論を得る。</p> <p>&lt;平成 23 年度検討・結論&gt;</p> <p>②酒類卸売業への新規参入に関するニーズを踏まえた上で、需給調整要件を緩和（免許枠の拡大、新たな免許区分の設定等）し、人的要件、場所的要件、経営基礎要件の具備が確認され、酒税の保全上、問題がないと認められる場合には、免許の付与について弾力的運用を講じることを検討し、結論を得る。</p> <p>また、申請手続きに関しても、免許枠に係る透明性の確保、提出書類の簡素化等を図ることを検討し、結論を得る。</p> <p>&lt;平成 23 年度検討・結論&gt;</p>
所管省庁	財務省

### II. 方針のフォローアップについて

本閣議決定で定められた方針については、内閣府がその実施状況に関するフォローアップを行うこととし、その結果を行政刷新会議に報告する。

## 酒類総合研究所の第3期「中期目標」及び「中期計画」について

## 1 基本的考え方

- (1) 酒類総研については、本年3月末をもって第2期中期目標期間（平成18～22年度の5ヵ年）が終了し、新たに第3期（平成23～27年度の5ヵ年）の中期目標・計画を策定した。
- (2) 第3期中期目標及び中期計画の構成は第2期と同様に法定記載事項に沿ったものであるが、昨年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の中で示された酒類総研の事務・事業等の見直し（別紙）を踏まえて策定した。

## 2 第3期中期目標及び中期計画の概要

## (1) 分析・鑑定

- ① 国税庁の依頼に基づく業務 → 継続して実施
- ② 民間からの受託分析 → 民間で実施  
（輸出酒類分析等に関し酒類総研で実施）
- ③ アルコール測定器の校正 → 民間で実施  
（国税庁保有分等に関し酒類総研で実施）

## (2) 品質評価（鑑評会）

- ① 既に共催化しているもの → 単独実施を検討（全国新酒鑑評会ほか）
- ② 酒類総研の単独開催によるもの → 共催化できない場合は廃止  
（果実酒・リキュール鑑評会）

## (3) 講習

- ① 既に共催化しているもの → 単独実施を検討（清酒醸造技術講習ほか）
- ② 酒類総研の単独開催によるもの → 共催化できない場合は廃止  
（ワイン醸造講習）

## (4) 研究・調査

- ① 安全性の確保、酒類の品目判定等を目的とした研究に重点化
- ② その他政策ニーズのある研究（環境保全等）は共同研究等を推進

## (5) 中期目標期間（5年間）の予算規模

（単位：百万円）

	第1期（13～17年度）	第2期（18～22年度）	第3期（23～27年度）
運営費交付金	6,344	5,874（▲7%）	4,972（▲15%）
業務経費	2,154	2,121（▲2%）	1,741（▲18%）

## (6) 定員

（単位：人）

	第1期末（17年度末）	第2期末（22年度末）	第3期末（27年度末）
職員数	50	47（▲6%）	43（▲9%）

〔平成22年12月7日〕  
閣議決定

## 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（抄）

### I 独立行政法人の抜本的見直しの背景

…本基本方針の着実な実施とともに、改革の第二段階として、同方針を踏まえた独立行政法人の制度・組織の見直しの検討を今後進めることとする。

（以下省略）

### II 事務・事業の見直しについて

独立行政法人のすべての事務・事業について、以下の基本的な考え方に基づき点検作業を進めてきており、各独立行政法人の事務・事業について講ずべき措置は、別表のとおりである。

（以下省略）

#### 【別表】

財務省	酒類総合研究所
-----	---------

#### 【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	分析・鑑定	税務行政に直結する業務として重点化	23年度から実施	税務行政に直結する業務として重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。
02	品質評価	民間による単独実施へ移行	23年度から実施	民間による単独実施への移行を視野に、民間との共催化を更に推進する。民間との共催化が困難な場合は廃止を検討する。
03	講習			
04	研究・調査	研究内容の重点化	23年度から実施	分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究・分析手法の開発に重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。 また、民間機関・大学等との共同研究を推進する。

#### 【資産・運営等の見直し】

		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
05	事務所等の見直し	東京事務所の在り方の検討	23年度以降実施	施設の文化的価値にも配慮した上で、在り方を検討する。